

国民健康保険加入の40歳～74歳の人へ 特定健康診査が無料で受けられます

☎【特定健康診査に関すること】市 健康づくり課 ☎53-5125 ☎53-5128
☎【人間ドック助成、BIWA-TEKUに関すること】市 市民保険課 ☎53-5114 ☎53-5118

特定健康診査対象者には、5月末に**ピンク色の封筒**で、受診券等を送付します。
健康のためにも、年に一度の健診を受けましょう。

対象者 国民健康保険に加入する40歳以上74歳以下の人

受診方法・実施時期



受診方法	集団健診	医療機関
申込方法	健康づくり課へ申し込み。申込者へはオレンジ色の封筒で予約票を送付します。 ※電話または下記QRコードからお申し込みください。 ※予約せず来所した場合や予約日時と異なる場合は受診できないことがあります。 	直接、受診希望の医療機関へ申し込み。
実施時期	5月28日(火)～10月29日(火) ※日程や会場は、受診券に同封のチラシをご覧ください。	6月1日(土)～令和7年2月28日(金) ※受診できる市内医療機関は受診券に同封のチラシをご覧ください。 ※実施時期は医療機関によって異なります。 詳しくは各医療機関へお問い合わせください。
その他	受診の際は、マスクの着用にご協力ください。	市外の医療機関でも受診できます。詳しくは、健康づくり課へお問い合わせください。

医療機関に通院中の人へ

通院中の医療機関で特定健康診査と同様の検査を受けている人は、健診の案内に同封した「**治療中患者情報提供票**」を医療機関に提出すると、**特定健康診査を受けたことになります**(検査項目が足りない場合は、特定健康診査を受診してください)。

かかりつけの医療機関にご相談の上、情報提供にご協力をお願いします。

会社など職場で健康診査を受けている人へ

職場で受診された特定健康診査の結果を健康づくり課へ提出してください。

最大2万円分!

人間ドック助成を活用ください

人間ドックに要した費用の2分の1(上限2万円)を助成します。助成を希望する人は、医療機関に予約後、市民保険課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターへ申請書を提出してください。

※受診後の申請はできません。

※人間ドック助成を活用する場合、同じ年度内に特定健康診査を受けることはできません。



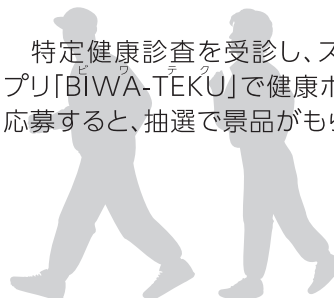
▲詳しくはこちら

Let's
バイ活

豪華景品が当たるチャンス!

「BIWA-TEKU」でポイントをためよう

特定健康診査を受診し、スマートフォンアプリ「BIWA-TEKU」で健康ポイントをためて応募すると、抽選で景品がもらえます。



▲詳しくはこちら

胃内視鏡検査(胃カメラ検査)が受診できます

岡市 健康づくり課 ☎53-5125 ㊟53-5128

対象者 50歳以上の市民
※令和7年3月31日時点

費用 3,400円
※受診料が免除になる場合があります。
詳しくは健康づくり課まで。

受診間隔 2年に1回

受診方法 実施医療機関へ「市の胃内視鏡検査(胃カメラ検査)を希望」と直接申し込み。

米原市・長浜市の実施医療機関

医療機関名	住 所	電話番号
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田1221	0749-82-3327
市立長浜病院	長浜市大戌亥町313	0749-68-2335
長浜赤十字病院	長浜市宮前町14-7	0749-63-2111
伊藤内科医院	米原市入江1673	0749-52-3534
(医)福光会 塚田医院	米原市顔戸433-1	0749-52-0041
西川医院	長浜市元浜町28-31	0749-62-4412
(医)終英会 佐々木クリニック	長浜市小堀町80-1	0749-53-1701
ばんば内科・消化器内科	長浜市高田町11-33	0749-53-3600
(医)みやこみやこクリニック	長浜市湖北町速水2778	0749-78-1884

以下の人は受診できません

- ・令和5年度に市の胃内視鏡検査(胃カメラ検査)を受けた人
- ・胃の病気で治療中・経過観察中の人(ピロリ菌除菌を含む)
- ・胃の全摘手術を受けた人
- ・抗血栓薬で治療中の人
- ・のどや鼻に内視鏡の挿入ができないような疾患がある人
- ・明らかに出血しやすい、またはその疑いがある人
- ・急性心筋梗塞や心房細動、重篤な不整脈などの心疾患がある人
- ・呼吸不全がある人
- ・妊娠中または妊娠の可能性がある人

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へ 風しんの抗体検査と予防接種を受けましょう

岡市 健康づくり課 ☎53-5125 ㊟53-5128



現在、40歳から50歳代の男性を中心に風しん患者が増加しています。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、風しんの予防接種を受ける機会がなかった世代です。

今年度も対象の男性に、風しんの抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を送付しています。この機会に、まずは抗体検査(採血)を受けましょう。

抗体検査 風しんへの抵抗力があるかチェック

抗体無しの場合

予防接種 予防接種で風しんへの抵抗力をつけましょう

受診方法 ※①、②は抗体検査のみです。予防接種が必要な場合は、医療機関を受診してください。

- ①勤務先の健康診断… オプション等で受診できます。クーポン券を持参してください。
詳しくは勤務先の検診担当者に確認してください。
- ②市の集団健康診断… 予約制ですので、事前に健康づくり課までご連絡ください。
また、受診の際にはクーポン券を持参してください。
- ③医療機関で受診…… 事前予約が必要な場合があります。直接医療機関にお問い合わせください。

本事業は
今年度で終了します。
早めの検査と接種を
ご検討ください。

野外焼却(野焼き)は禁止です

岡市 環境政策課 ☎53-5112 ㊟53-5138

家庭または事業活動により出たごみなどの廃棄物は、一部例外を除き、野外焼却は法律で禁止されています。違反した場合は、5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。※地面に掘った穴やブロック囲い、ドラム缶での焼却も野外焼却になり違法です。

以下の場合例外

- ①国等が施設管理のために必要な廃棄物の焼却(例:河川敷、道路側の草焼き)
- ②震災、風水害、火災等の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(例:災害時などの応急対策、火災予防訓練)
- ③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんと焼き)
- ④焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(例:落ち葉焚き、バーベキュー)
- ⑤農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畔の草および下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却)

※例外の野外焼却であっても、苦情や通報があった場合には、消防や警察が出動します。

- やむを得ず軽微な焼却をする場合は、周囲へ迷惑がかからないようにし、完全に火が消えるまでその場から離れないでください。
- 火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為は、消防署に届け出をしてください。ただし、野外焼却(野焼き)が合法化されるものではありません。

個人住民税の定額減税について

図市 税務課 ☎53-5115 図53-5118

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

対象となる人

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※国内に住所を有する人に限ります。

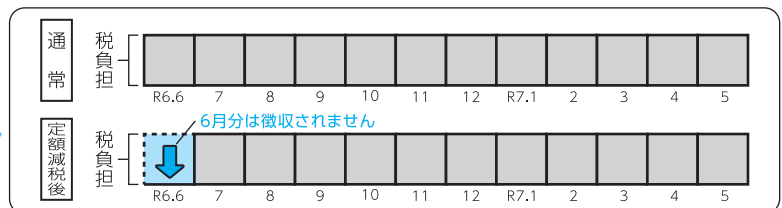
※同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税で1万円の定額減税が行われます。

個人住民税の徴収方法(令和6年度分)

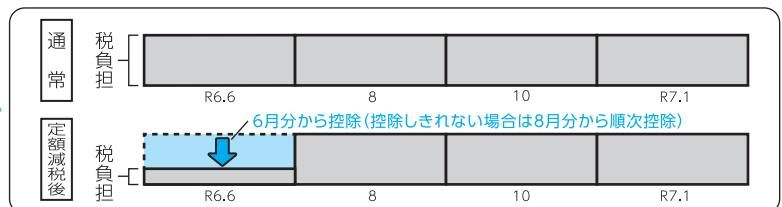
①給与からの特別徴収

→令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均されます。



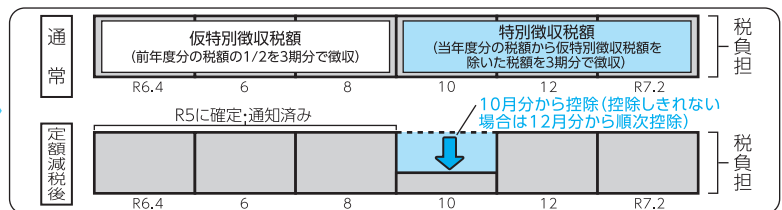
②普通徴収

→定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除されます。



③公的年金からの特別徴収

→定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



令和5年度「情報公開制度」「個人情報保護制度」の運用状況

図市 総務課 ☎53-5164 図53-5148

市では、公正で開かれた市政の推進を目指し、市政への市民参加を促進するため、情報公開条例に基づき、情報公開制度を実施しています。また、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人の情報の開示や訂正、利用停止を求めることができる個人情報保護制度を実施しています。令和5年度の運用状況は、次のとおりです。

情報公開請求の状況

実施機関	請求件数	処理状況				
		公開		非公開	不存在	取下げ
		全部	一部			
政策推進部	1	0	1	0	0	0
市民部	4	0	4	0	0	0
くらし支援部	1	0	1	0	0	0
まち整備部	9	1	8	0	0	0
議会	1	0	1	0	0	0
農業委員会	12	0	12	0	0	0
水道事業	4	0	4	0	0	0
下水道事業	1	0	1	0	0	0
合 計	33	1	32	0	0	0

個人情報開示請求の状況

実施機関	請求件数	処理状況				
		開示		不開示	不存在	取下げ
		全部	部分			
市民部	2	0	2	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0
合 計	3	0	3	0	0	0

個人情報に係る訂正および利用停止の請求はありませんでした。

児童手当の現況届は原則提出不要です

図市 子育て支援課 ☎53-5132 図53-5128

市では、受給者の現況を公簿等で確認するため、現況届の提出を不要としています。
ただし①～⑥の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が米原市と異なる人
- ③支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の人
- ⑤児童と別居している人(住民票上で別世帯の場合を含む)
- ⑥市からの提出案内を受け取った人

提出が必要な人には
6月に現況届を送付しますので、
期日までに提出してください。

下記の場合、すみやかに子育て支援課へ届け出てください。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わった(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わった
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなった
- ・受給者の加入する年金が変わった(受給者が公務員になったときを含む)
- ・離婚協議中の受給者が離婚をした
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けることとなった

令和7年度給付型奨学金制度の申込受付は6月3日から開始します

図市 教育総務課 ☎53-5151 図53-5129



■奨学金は月額3万円

■給付期間は令和7年4月から最長4年間(正規の修学期間終了まで)

■対象者は令和4年度から令和7年度入学者

対 象 次の全てに該当すること

- ・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある。
- ・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている。
- ・令和7年3月31日現在で満25歳未満
- ・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない。
- ・連帯保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる。

※奨学生(定数45人)は奨学金給付審査会に諮って決定します。

※特に人材が不足している医療・福祉・保育の専門分野は、審査会において、**重点職種として審査を行います。**

令和6年度奨学生から所得制限を撤廃しています。

受付期間

6月3日(月)～7月31日(水)

※受付期間以外の申請はできません。

※申請書のほかに会場での作文筆記(8月実施)が必要です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。(6月3日公開予定)

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター

申請書配布場所

上記受付場所のほか、市立図書館、県内高等学校窓口
※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

福祉医療費受給券(乳幼児、小中学生、高校生世代以外)等の更新をお願いします

図市 市民保険課 ☎53-5114 図53-5118

現在お持ちの福祉医療費受給券等の年度更新を行い、8月1日から使用できる受給券を交付します。

更新方法

- 市が個人番号(マイナンバー)による受給資格の審査を行い、該当する人には7月下旬に新しい受給券等を郵送予定です。
- 更新手続きは原則不要です。
ただし、市が受給資格を確認できない場合は、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

※助成対象者本人、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。

※米原市で所得が把握できない場合は、前住所地などでの令和6年度所得・課税証明書が必要です。(本人、配偶者、子、兄弟等)

※精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証の有効期限(期間)が令和6年8月1日時点で切れている人は、必ず手帳または受給者証の更新をしてください。

更新する受給券等

- ・重度障がい者(児)
- ・低所得老人
- ・母子家庭
- ・父子家庭
- ・ひとり暮らし寡婦
- ・ひとり暮らし高齢寡婦
- ・重度精神障がい者(児)
- ・重度障がい老人
- ・重度精神障がい老人
- ・知的障がい者医療費助成
- ・精神障がい者入院医療費助成